

## スポーツツーリズム動画制作業務委託 仕様書（公募用）

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

### 1 委託業務名

スポーツツーリズム動画制作業務委託

### 2 委託期間

契約締結日 から 令和8年1月30日（金） まで

### 3 目的

令和6年度に県が実施したスポーツツーリズム市場調査結果を踏まえ、本県へのスポーツツーリズムを推進させる一体的かつ広域的なプロモーションを実施することで、県内外からの誘客を図る。

### 4 委託業務の内容

スポーツツーリズムを活用した広域プロモーション業務及び付随する業務一式

#### (1) 制作方針・概要

- ア 本県のスポーツツーリズムの魅力が、明瞭かつ簡潔に伝わる動画を制作すること。  
取り上げるスポーツ種目は水辺のアクティビティ（ラフティング、カヌー、カヤック）、サイクリング、山のアクティビティ（ハイキング、登山、トレッキング、ロッククライミング）の3つ（以下、「3カテゴリ」とする）を必須とする。8種目すべてを取り上げる必要はない。
- イ 単にスポーツの紹介を行うのではなく、グルメや自然、周辺の観光スポットなど魅力的な観光資源を組み合わせることにより、本県のスポーツツーリズムの認知度向上及び来訪意欲を高め、観光消費拡大を目指す内容とすること。
- ウ 3カテゴリのメインターゲットは以下のとおりとする。
  - (ア) 水辺のアクティビティ（ラフティング、カヌー、カヤック）  
ファミリー層
  - (イ) サイクリング  
初級～中級程度の実施経験があり、ひとりで出かけることもあるミドル世代
  - (ウ) 山のアクティビティ（ハイキング、登山、トレッキング、ロッククライミング）  
カップル・友人と旅行を楽しむミドル世代

エ 原則本業務において新規撮影を行うこと。協議の上、委託者及び受託者が所有又は他者から提供を受けた写真や動画を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる手続き等は受託者において行うこと。

なお、動画に掲載する施設等名称や説明は受託者が各施設等の管理者に確認を行い、疑義が生じないようにすること。撮影及び撮影交渉、肖像権や著作権について必要な手続き、出演料や使用料等制作のために必要な経費は全て委託金額に含めることとする。

## (2) 動画の制作

### ア 仕様・規格

データ形式：m p 4、D V D-Video

縦横比：1 6 : 9

画質：1 9 2 0 × 1 0 8 0 以上

作成本数：1 5 秒、6 0 秒程度（3カテゴリについて各1本、計6本以上）

校正：2回以上

使用期限：原則定めない

### イ 企画提案にあたっての留意点

- ・動画の構成、イメージ画像を用いて提案すること。
- ・モデルの起用を必須とする。実際にスポーツと観光を楽しんでいる様子が視聴者に伝わる内容とすること。
- ・県が指定するロゴマークを動画の冒頭または最後に挿入すること。ロゴマークは6月中旬までに県から画像データを提供する。
- ・BGMとして使用する素材の使用については、著作権上の問題が生じないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。
- ・動画はちょこたび埼玉Youtubeチャンネルへの投稿のほか、イベントでの放映、サイネージ放映、WEB広告等での活用を想定している。
- ・納品後であっても成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態となるまで対応すること。また、県からの要望に基づき、縮尺やファイル形式等の変更に柔軟に対応すること。

### ウ 納品期限

水辺のアクティビティ 令和7年7月18日（金）

サイクリング 令和7年9月12日（金）

山のアクティビティ 令和7年10月10日（金）

## (3) 制作した動画を活用したWEB広告の実施

### ア 開始時期

水辺のアクティビティ 令和7年7月18日（金）から

サイクリング 令和7年9月12日（金）から

山のアクティビティ 令和7年10月10日（金）から

イ 企画提案にあたっての留意点

- ・ 広告の開始時期は上記アで定める日とするが、終期及び実施回数（例：1月ずつを3回の実施、隔週での実施等）は企画提案により決定する。
- ・ 広告の掲出先、期間及び想定される再生回数等数量的な目標を提示すること。
- ・ 広告の実施期間は3カテゴリ1月以上（合計3月以上）とし、対象エリアは埼玉県内を中心とした首都圏エリアとする。

(4) 業務完了報告書の提出

受託者は事業の結果を取りまとめた報告書を作成し、内容について事前に県の下承を得た上で、業務完了報告書を埼玉県産業労働部観光課DMO支援・観光振興担当宛にPDFデータで提出するとともに検査を受けること。合格と認められないときは、県の指定する期日までに補正を行うこと。その場合の費用については、受託者負担とする。

報告書には以下の内容を必ず記載すること。

- ・ 業務全体の実施結果
- ・ WEB広告の運用結果及び分析
- ・ 事業全体の振り返り及び考察

(5) その他業務

- ア 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。
- イ 受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。
- ウ 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。
- エ 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。また、必要に応じて委託者と受託者の打ち合わせの場を設けること。

(6) 成果物の納品

完成後、埼玉県産業労働部観光課（埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（第二庁舎1階））へDVD（DVDレコーダーで再生できるDVD-Video規格で書き出したもの）及びmp4データを納品すること。

5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容とすること。
- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用

する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

- (3) 本件業務に基づき作成された成果物に関する一切の権利は、第三者が従前から保有していた権利を除き、本業務の成果物等が県に納入されたときに、原則として全て委託者から県へ移転するものとする。かかる権利には成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）も含まれるものとする。
- (4) 本業務の成果物等は、県及びその依頼を受けた一般社団法人埼玉県物産観光協会が、埼玉県の観光振興に資する用途で幅広く活用することを可能とする。
- (5) 本業務で制作したパンフレット及びポスターは県の責任において増刷する可能性があるが、この時、県から委託者への追加費用の支払いは発生しないものとする。

## 6 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
  - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
  - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、「第51条改正後個人情報保護法」の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。